

賃金からの一部控除に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小林 久は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書きに基づき、賃金の一部控除に関し、次のとおり協定する。

（対象者及び控除対象）

第1条 大学は、阿見事業場に勤務する教員、職員、継続雇用職員、非常勤講師、有期雇用職員及びパートタイム職員（以下「教職員等」という。）からの申し出があった場合には、次の各号に掲げるものを賃金から一部控除することができる。

- (1) 寄宿舍の使用料
- (2) 各種保険料
- (3) 労働組合費
- (4) 各種親睦会費
- (5) お茶代
- (6) 旅行積立金
- (7) 日本教育大学協会関係会費
- (8) 趣意書の醸金
- (9) 茨城大学社会連携事業会への学内募金

（未払分の調整）

第2条 大学は、教職員等が退職した場合において、前条に掲げるもののうち未払金額があるときは、退職金から控除することができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに、大学又は教職員等の代表者から別段の申し出がない限り、引き続き1年間有効期間を延長し、以降も同様とする。

平成20年3月28日

国立大学法人茨城大学長 菊池 龍三郎



農学部労働組合執行委員長 小林 久

